

1. はじめに

今回は、特別養護老人ホームの入居者がおやつ
のドーナツを食べた直後に意識を失い死亡した事
故に関し、准看護師が業務上過失致死罪に問われ
た裁判例(長野地裁松本支部平成31年3月25日判決)
をご紹介します。

2. 事案の概要

- (1) Aは、社会福祉法人Bの運営する特別養護老人ホームに准看護師として勤務していました。
- (2) 本件施設の職員のうち看護職は、看護業務のほか、一部の介護業務も担当していました。
- (3) 入居者X(当時85歳)は、アルツハイマー型認知症であり、要介護4の認定を受けていました。
- (4) 本件事故当日、本件施設の介護士は、Xを含む入居者17名をおやつのため食堂に集めました。途中からAが介助を手伝うため食堂にきました。
- (5) この日のおやつは、ドーナツ(直径約7cm、厚さ約3cm)とゼリーでした。Xにはゼリーを配ることになっていましたが、介護士は、Aに対し、誰にゼリーを配膳するか伝えませんでした。そのため、Aは、Xにゼリーを配るという認識がなく、Xにドーナツを提供してしまいました。
- (6) その後、Aは食事の全介助が必要な他の利用者の介助に入りましたが、Xが、椅子の背もたれに寄りかかり、あごが上がった状態であることを他の職員が発見しました。この時、Xに意識はなく、心肺停止に陥っていました。なお、Xの口腔内にはドーナツ片がありました。
- (7) Xは、救急搬送されましたが、搬送先の病院で低酸素脳症により死亡しました。
- (8) Aは、Xがドーナツを摂取する際にこれを注視して窒息を防止する義務に違反した過失があ

るなどとして、業務上過失致死罪により起訴されました。

3. 争点

- ① Xの死因(心肺停止の原因はドーナツを摂取して窒息したことによるものか)
- ② Aに過失が認められるか

4. 裁判所の判断

裁判所は、Xが心肺停止に陥った原因として、弁護側が主張した脳梗塞や心疾患の発症の可能性を否定し、ドーナツによる窒息と認定しました。その上で、(検察官が主たる過失として主張した)Xがドーナツを摂取する際にAが注視して窒息を防止する義務の違反は認められないが、間食を配膳する際に間食の形態を確認して窒息事故等を防止すべき義務の違反はあったとして、Aに業務上過失致死罪の成立を認めました。ただし、Aは配膳業務に手伝いで入っていたもので、間食形態を容易に確認できる職場体制になっていないことなどから、責任は相応に考慮する必要があるなどとして罰金20万円に処しました。

5. コメント

本件は、マスコミでも報道され、無罪を求める署名が多数寄せられるなど社会的注目を集めた事案です。また、Aは控訴しており、有罪判決はまだ確定していないことに注意が必要です。

本判決は、Xのおやつがゼリー系に変更されたことが介護士から看護職への申し送り書等に記載されており、Aはこれを確認すべきであったと指摘しており、この点を有罪認定の根拠として重視したものと思われます。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件(相続、離婚、債務整理、刑事事件等)も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日進センタービル7階 電話：043-225-5242